平成２１年（フ）第６１５号
大阪府藤井寺市津堂２丁目７番36号
破産者　有限会社エーティーサポート
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第２９１号
広島市安佐南区上安２丁目16番21号
破産者　コウモト建設株式会社
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５号
北九州市八幡西区鷹の巣１丁目１番９号
破産者　株式会社九装
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第１８３号
福岡県田川郡糸田町1318番地
破産者　深川　俊治
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第４７号
福岡県田川郡糸田町字中塚1998番地の２
破産者　糸田木材素材加工企業組合
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１７９８号
札幌市中央区南５条西５丁目13番地　美松タワービル９階
破産者　有限会社ダイスワークス
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９３号
埼玉県行田市持田2165番地
破産者　株式会社くりはら本店
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第１０１６９号
東京都杉並区下高井戸４丁目10―９
破産者　長田みつ子（旧姓太田）
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１０１７１号
神奈川県横浜市港北区綱島東４丁目11―30―413
破産者　坂田芽衣子
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８６５６号
神奈川県横浜市青葉区桜台25―１、商業登記簿上の本店所在地神奈川県相模原市上鶴間本町９丁目45番２号
破産者　株式会社エコ・ナチュラルハウス
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８６５７号
東京都町田市図師町1386―７
破産者　杉本　泰夫
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８６５８号
東京都町田市図師町1386―７
破産者　杉本　直美
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１０３９号
東京都八王子市みなみ野１丁目９番２―401号、申立時山梨県上野原市コモアしおつ１丁目30番１号
破産者　石川　俊彦
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１０４０号
東京都八王子市みなみ野１丁目９番２―401号、申立時山梨県上野原市コモアしおつ１丁目30番１号
破産者　石川　琴美
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４７０号
山梨県上野原市コモアしおつ１丁目30番１号
破産者　有限会社ティー・エム・ケイ・アトラス
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３２８号
神奈川県海老名市杉久保2537番地の３
破産者　株式会社ビルドアップ
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４５７号
静岡県浜松市南区楊子町８番地
破産者　浜北開発事業株式会社
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
大阪市中央区南船場３丁目８番７号1101
破産者　株式会社ザ・カンパニー
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
兵庫県明石市材木町11―２
破産者　株式会社きくち花壇
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
兵庫県明石市材木町11―２
破産者　明石第一生花卸売株式会社
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
兵庫県明石市大久保町大窪2555番地の１
破産者　株式会社三弘建設
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３３号
島根県益田市乙吉町イ89番地10
破産者　株式会社コパンコパン
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部